

令和8年第4回（9月）吉川市議会定例会

一般質問通告書

9月16日（水）			
質 問 者			
通告第 1号	18番	降旗 聡	
通告第 2号	5番	五十嵐惠千子	
通告第 3号	15番	大泉 日出男	
通告第 4号	10番	加藤 克明	
通告第 5号	13番	宮窪 雅一	
通告第 6号	17番	岩田 京子	
通告第 7号	6番	遠藤 義法	

9月17日（木）			
質 問 者			
通告第 8号	16番	岩崎 小百合	
通告第 9号	20番	松崎 誠	
通告第10号	8番	雪田 きよみ	
通告第11号	7番	飯島 正義	
通告第12号	19番	吉川 敏幸	

9月18日（金）			
質 問 者			
通告第13号	4番	林 美希	
通告第14号	3番	戸田 馨	

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第1号 18番 降旗 聡	安全・安心で快適なまちづくりについて	(1) 空き家対策について 少子高齢化社会が進む中、全国各地で空き家の数が増加傾向にあります。総務省統計局の令和5年住宅・土地統計調査によれば、全国で900万戸、埼玉県内で約33万戸が空き家となっているとしています。 市町村別の空き家数を見ると、吉川市は0～2,000戸、利用目的のない空き家数としては0～1,000戸となっています。 そこで、市内の空き家数と傾向、空き家率の推移について伺います。 また、住民からの苦情や相談の件数と主な内容とその後の対応について伺います。 (2) 吉川美南駅東口周辺地区について 今年4月27日に発表した吉川美南駅東口周辺地区の使用収益開始時期図によれば、今年度末には約3分の2の土地が使用収益開始となります。一部を除き、事業がほぼ順調に進捗していると認識しています。 しかし、令和7年度に使用収益を開始している区画で電気の供給に関するトラブルが発生しているとお聞きしました。そこで、市で把握している近隣公園周辺区画で発生した民間同士も含めたトラブルの内容とこれまでの対応、他でも同様な課題があるのかお伺いします。 また、使用収益開始に至る条件についてもお伺いします。	市長 担当部長
通告第2号 5番 五十嵐恵千子	1. 学校の規模・配置の適正化と東中学校を施設一体型小中一貫校へ	市長提出第43号議案について地域住民、市民の間で様々な意見、要望がなされています。市制30周年を迎え小学校を廃止し統合していく議案は初めてのこととなりました。表題を「学校の規模・配置の適正化と東中学校を施設一体型小中一貫校」として質問いたします。 少子化の急速な進行などで社会が大きく変化する中、平成27年6月に改正学校教育法が成立し、翌年4月から新たな学校の種類として、小中一貫校が「義務教育学校」として制度化され、希望する自治体では順次導入されています。公明党では、これまで児童生徒のより良い教育環境の確保のためには、地域と連携した教育や社会との関わりも強化し、子ども達へ希望の学びの場を提供することが重要であると、これまで地域に開かれた小中一貫校の設立を推進してきました。公明党吉川市議団としては、その前段として、小中一貫教育やコミュニティスクールの導入などを訴え、現在、市内小中学校において実施していただいておりますが、さらに先進地を視察しながら、児童数が徐々に減少している旭・三輪野江小学校区内において「学びの火を消すな」との思いで、両校区内における教育の拠点ともいえる東中学	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第2号 5番 五十嵐恵千子	(続) 1. 学校の規模・配置の適正化と東中学校を施設一体型小中一貫校へ	校を先行し、小中一貫校にすべきではないかと議会にて提案させていただいていますが、市としての考えを伺います。 (1) 現在、本市において実施されている「小中一貫教育」の取り組みについて伺います。また、「施設一体型小中一貫校」との違いも併せて伺います。 (2) 少子化が進展する中、文部科学省では、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方として「学校は一定の規模を確保することが重要です」としていますが、本市においては、令和7年度に3,896人いた児童数は、令和14年度には1,000人以上の減で2,743人となり、市内全体の児童数が大きく減少すると予測されています。特に旭・三輪野江小学校区の児童数の減少は顕著ですが、本市が目指す小中学校の適正規模・適正配置について基本的な考え方を伺います。 (3) 旭・三輪野江小学校の統廃合について、教育委員会は「どの学校に通う児童にもできる限り良好な教育環境を確保すること」を基本的な考え方とした上で、保護者から寄せられた声を契機に将来にわたり良好な教育環境を確保できるよう検討を進めていると答弁されています。一方、「旭小学校の未来を考える会」からは、学校は教育の場だけでなく、地域の基盤そのものであり地域コミュニティを維持していくための「唯一の核」とであると、小規模校として存続させることも含め、地域も納得できる形で統廃合を決めてほしいと要望が上がっています。児童・地域にとってはどちらも重要であり、分断があってはならないと考えます。双方が互いに考えを尊重しつつ、今後は時間がかかっても地域と学校が両輪となって子ども達により充実した教育環境を提供するためにPTA・地域の代表・教育行政等で構成する（仮称）北部・中央、南部地域学校適正化協議会のような検討体制を構築することが重要と考えますが、市の見解を伺います。 (4) 今後の方向性として示された3つの案の中のひとつに「東中学校に合併して小中一貫校とする」案がありますが、教育委員会の説明では、「旭・三輪野江小学校区の児童数を合わせてもクラス替えができる人数は確保できず、課題解決に繋がりづらいことや、小学生に合わせた東中学校校舎の大幅な改修が必要となること、中長期的には更なる再編の必要性が生じることなどから、適当ではないと考えた」とのことでした。中長期的に更なる再編の必要性が生じると予測されるのであれば、旭・三輪野江地域だけでなく、全体観に立ち、将来を見越した市内小中学校の適正規模・適正配置について検討すべき	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第2号 5番 五十嵐恵千子	(続) 1. 学校の規模・配置の適正化と東中学校を施設一体型小中一貫校へ	と considers。また、小学生に合わせた東中学校舎の大幅な改修が必要となることから適当ではないとのことですが、旭・三輪野江地域の教育環境の向上とコミュニティの核として、財政面については計画的に基金を積み立て、新たな時代に多くの人材を輩出できるよう、東中学校を建替え、又は大幅な改修を加え、施設一体型小中一貫校にすべきと考えますが、見解を伺います。		市長 担当部長
	2. 高次脳機能障害者へのさらなる支援を	高次脳機能障害者支援法が本年4月1日から施行されました。高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計されています。この障がいの特徴は、事故や病気などで脳に損傷を受けた後に現れる後天的な障がいで、症状が外見からわかりにくい障がいとも言われ、本人も自覚していないことが多いことから、周囲の理解が進まず適切な対応や支援に繋がりにくいといわれています。そうしたことから1998年に国会で取り上げられ、2006年には普及事業として支援が始まりましたが、支援の地域格差が長年の課題となっていました。しかし、この度の同支援法の施行により、国は、高次脳機能障害者支援センターの設置、相談体制、専門医療の研究、教育、就労等への支援など、様々な支援を明確に示し課題解決に向け大きく前進しました。 (1) 高次脳機能障害者支援法の第10条第2項には、「支援の状況及び支援に関して講じた施策の実施の状況を随時公表するよう努めなければならない」とあります。本市における高次脳機能障害者人数、施策の現状と課題、公表について伺います。 (2) 第5次吉川市障がい者計画の施策の方向性(1)の①障がいに対する理解促進には「…高次脳機能障害や内部障がいなどの周囲から理解されにくい障がいについても、その特徴や内容について周知を図ります」とあります。また、同法の第26条にも、「国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする」とありますが、本市における啓発の取り組み状況や認知度について伺います。 (3) 後天性脳損傷による高次脳機能障害のこどもは、全国で約5万人から8万人いるのではないかと推定されていますが、正確な実態は明らかではありません。その理由は、こどもの場合、発達障害と高次脳機能障害を区別するのが		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第2号 5番 五十嵐恵千子	(続) 2. 高次脳機能障害者へのさらなる支援を	難しいことや、病気や受傷が6歳前であると、生まれつきなのか後天的なのかを区別することが難しく、医師が診断しにくいからであると指摘されています。原因は、頭部外傷、脳炎、溺れなどによる低酸素脳症、脳梗塞や脳出血などの脳血管障害が考えられていますが、そうした原因により、記憶力が低下し、勉強についていけない、コミュニケーションが難しいなど、多くの困難が生じる可能性があります。 さらに、発達障害と症状が似ているため、高次脳機能障害と診断されていないこどもがいる現状だそうです。こどもの場合、医療とともに、学校での適切な支援が必要となりますが、まずは、高次脳機能障害との診断を受けることが第一歩となります。そのためには、保護者など身近な人が気づくことが重要です。そこで、東京都、埼玉県などでは、「もしかしたらお子さんは高次脳機能障害かもしれません」とのリーフレットを作成し、こどもの様子をチェックリストで簡易的にはかれるように配慮しています。 本市としても、ホームページに専用のページを作り、リーフレットの案内や簡易チェックリストの掲載などを実施すべきかと思いますが、見解を伺います。また、埼玉県立三郷特別支援学校に通う高次脳機能障害児の中には、障がいの影響により、排尿・排便をコントロールできず、またその意思を告げられないため、おむつを使用して学校に行っていると伺っています。本市の日常生活用具給付事業のおむつ給付については、身体的な障がいに限られ、高次脳機能障害児には給付されていないそうです。先進地である滋賀県豊郷町では、給付要綱に「外傷性高次脳機能障害により失禁があると医師意見書により認められる者」と明記され、該当するお子さんにおむつが給付されています。障がいのある児童が自分の力で社会生活を行っていくために学校に通うことは大きなことであり、挑戦でもあります。高次脳機能障害を抱えるお子さんの日常生活を支援するために、本市も日常生活用具給付事業の給付項目に高次脳機能障害も付け加えるべきと考えますが、市の見解を伺います。	市長 担当部長
通告第3号 15番 大泉日出男	災害時における応援職員の受け入れについて	令和8年7月28日、熊本県で最大震度7を観測する地震が発生しました。熊本県は同時刻に災害対策本部を設置し、被害状況の把握と県民の安全確保に取り組んでいます。 大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、被害調査、罹災証明書の交付、被災者相談など、平時を大きく上回る業務が発生します。また、自治体職員自身が	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第3号 15番 大泉日出男	(続) 災害時における応援職員の受け入れについて	被災し、十分に参集できない可能性もあります。 その際、他の自治体から応援職員を受け入れることとなりますが、派遣元や人数が平時からすべて確定しているわけではありません。だからこそ、本市がどの業務に何人必要とするのかを事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できる体制が重要です。そこで本市の人的受援体制について伺います。 (1) 本市では、令和6年3月に受援計画を策定していると承知しておりますが、計画の位置づけ及び対象業務を伺います。 (2) 避難所運営、住家被害認定、罹災証明証交付、被災者相談などについて、災害時に必要となる職員数と、不足が見込まれる職員数を事前に算定をしているのか伺います。 (3) 人的応援を要請する判断基準、責任者、県や協定自治体への要請ルートは明確になっているのか伺います。 (4) 応援職員の受け入れを統括する体制、執務場所、通信環境、宿泊場所、各部局への配置と指揮命令の方法は整備されているのか伺います。当市での受援計画には「柔軟に対応する」という表現がございましたが、想定されている考えがあれば伺います。 (5) 本市が締結している自治体間の災害相互応援協定は何件あり、どの地域の自治体と締結しており、対象業務、要請方法、連絡窓口、費用負担などが明確になっているのか伺います。 併せて、協定自治体との情報伝達訓練や応援職員受け入れ訓練を実施したことがあるのか伺います。 (6) 令和8年熊本地震を受け、本市の受援計画をあらためて点検する考えはあるのか伺います。	市長 担当部長
通告第4号 10番 加藤 克明	安心・安全のまちづくり	近年、線状降水帯や局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨等により、短時間に大量の雨が降り、道路冠水や河川の氾濫等による被害が全国各地で発生しています。 本年8月13日の豪雨においても、吉川市内各所で道路冠水等による通行止めが発生し、アンダーパス内に車両が進入して立ち往生する事案が発生したと聞いております。 アンダーパスは周囲より道路面が低くなっているため、短時間の豪雨により急激に水が流れ込み、道路冠水が発生する危険性が高く、国土交通省も、アンダーパス等では局地的な大雨の際に雨水が集まりやすく、冠水した道路に車両が進入する	担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第4号 10番 加藤 克明	(続) 安心・安全のまちづくり	とエンジンが停止し、動けなくなる恐れがあるとして注意喚起しております。 また、埼玉県が公表している「アンダーパス部における冠水要注意箇所」において、吉川市美南の県道葛飾吉川松伏線にある「吉川美南地下道」が冠水要注意箇所として位置付けられています。そこで、アンダーパスへの車両の進入を未然に防ぎ、市民の生命・財産を守るため、以下について市の考えをお伺いします。 (1) 8月13日の豪雨における市内アンダーパスの状況について 市内のアンダーパスでは、どのような冠水状況が発生し、通行止めや車両の立ち往生等は何件確認されましたか。また今回の事案を踏まえ市として現在のアンダーパスの冠水対策についてどのような課題があると認識されているのか、お伺いします。 (2) アンダーパスへの車両進入を未然に防ぐための「浸水深の見える化」について 中川・江戸川等の洪水浸水想定区域については、電柱等に想定浸水深を表示することで、市民がその地域の水害リスクを視覚的に認識できる取り組みが行われています。 これと同様にアンダーパスの側壁等に、例えば「30cm」「50cm」「1m」などの浸水深を示す目盛りや表示を設置することで、運転者が実際の冠水状況を視覚的に判断し、「この水深では危険であり、進入してはいけない」と認識できるようにすることは、車両の進入防止に有効であると考えます。また、夜間や大雨時でも確認できるよう、反射材や高輝度表示、照明等を活用した「夜間でも視認できる浸水深表示」を設置することについて、市の見解をお伺いします。 吉川美南地下道は県道葛飾吉川松伏線に位置するため、道路管理者である埼玉県が対策を講じることになります。 しかしながら、市民の生命を守るという観点からすれば、市として具体的な対策案を示し、県と協議・調整していくことが重要であると考えます。そこで、市として、浸水深表示の設置、夜間でも確認できる反射式・高輝度の表示、豪雨時の冠水注意表示や電光掲示板の充実、車両進入を防止するための通行止め設備、路面冠水状況を確認できる監視カメラ等の活用、など実際の冠水事例や市民からの意見、現場の危険性等を踏まえ、県との現地確認や協議を行い、具体的かつ実効的な安全対策を実現するため、市が積極的に県と協議、提案するべきと考えます。ご見解をお伺いします。	担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第5号 13番 宮窪 雅一	本市における平和教育及び 校外学習の適正性について	『公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情』が、6月定例会、そして本定例会と二度にわたって提出されております。陳情の要点として、中学生は主権者教育の基礎を学ぶ重要な時期であり、平和教育が特定の政治的立場に偏ることは「偏向教育」の疑念を招きます。教育基本法14条の趣旨に沿い、外部講師や団体の関与を含め、政治的中立性と多面的・多角的な学びを確保することが求められています。また、令和8年3月の辺野古沖での船舶事故を踏まえ、修学旅行・校外学習の安全管理と保護者への説明責任を徹底する必要があります。文科省通知でも危険性の事前把握や事業者の安全確認が求められています。さらに、過去3年間の平和学習や修学旅行の記録を点検し、政治的中立性や安全面で懸念が残る事例がないか確認し、必要に応じて実態把握と改善を行うことを求めるものとなっています。 今回の陳情について私は、平和教育そのものを否定するものではなく、適正な点検と確認を求める極めて妥当な市民の声であると受け止めています。 本市の平和行政及び平和教育について、昨年12月定例会で質問いたしました。その際、教育部長答弁として「基本としては学習指導要領や、教科書に沿った形で授業を進めている」、また「子どもたちが自ら考えて動けるような教育をしていく」との答弁をいただいております。私もこうした教育の方向性については理解しておりますし、大変重要なことであると考えております。だからこそ、特定の考え方を子どもたちに押しつけるのではなく、歴史的事実や様々な立場を学び、その上で自ら考え、判断する力を身につけてもらうことは教育を行う上で重要な問題です。また、修学旅行や校外学習については、何よりも生徒の生命と安全が最優先です。本市として、今回の陳情を一つの契機として、過去のエデュケーションについて改めて点検し、政治的中立性、教育内容の適正性、安全管理について確認する考えがあるのかを伺います。 (1) 各学校で実際に行われている平和に関する授業や校外学習について、その内容が学習指導要領や教育課程に沿ったものとなっているか、学校任せではなく、市としてどのように確認しているのかお聞かせください。 (2) 外部講師や団体等を教育活動に招く場合、その講師や団体がどのような活動をしているのか、また授業内容が教育上適切なものとなっているかについて、事前にどのような確認を行っているのかお聞かせください。 (3) 平和、戦争、基地、安全保障など、社会的に様々な意見が存在するテーマを扱う場合、一つの見解だけを示すのではなく、異なる立場や考え方を生徒に	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第5号 13番 宮窪 雅一	(続) 本市における平和教育及び 校外学習の適正性について	示しているかについて、何らかの確認を行っているのかお聞かせください。 (4) 教員個人の政治的・思想的立場と、学校における教育活動との線引きについて、本市教育委員会ではどのような指導や確認を行っているのかお聞かせください。 (5) 修学旅行・校外学習について、事前に危険性の把握、利用する事業者の安全管理、緊急時の対応、引率体制等について、市としてはどのような確認を行っているのでしょうか。また、訪問先や活動内容が教育課程上適切なものであるかについても、確認しているのかお聞かせください。 (6) 次期教科書採択を来年に控える中で、歴史・公民の教科書について、政治的中立性や事実性、多面的記述の妥当性を、採択権者である教育委員会としてどのような基準で評価するのか、本市の見解を伺います。		市長 担当部長
通告第6号 17番 岩田 京子	1. 民主主義における非公開 会議の記録と公開ルール について	吉川市では市長・副市長・教育長及び各部局などをメンバーとした政策会議において、市の重要な政策の審議・決定が行われています。政策会議を非公開とすることについては、会議の構成員が忌憚のない意見を交わす必要があることや、審議内容が市民や関係者の利益に関わるものであることなど、一定の合理性があるものと理解しています。 一方で、市が重要な政策を決定する際には、最終的な決定だけでなく、そこに至るまでにどのような検討や議論が行われたのかを、市民や議会が後から検証できることが、行政の透明性及び説明責任の観点から重要であると考えます。 (1) 非公開で開催される政策会議その他の庁内会議について、議事録その他記録を作成しているのか。 (2) 非公開とされた会議について、一定期間経過後、又は政策・事業の決定若しくは終了後など、非公開とする理由がなくなった場合に、議事録等を公開する仕組みはあるのか。 (3) 行政が政策を決定する際、最終的な決定内容だけでなく、検討経過、協議内容、意思決定の根拠等について、後年に市民や議会が検証できるよう記録として残すことについて、どのように考えているのか。		市長 担当部長
	2. ウォーカブルな街づくり について	吉川市には愛称のついた通りが4本あります。吉川美南駅西口の「みなみ通り」、吉川駅南側の「けやき通り」、北側の「いちょう通り」、そして三郷市から続く「さくら通り」です。 さくら通りは関小学校まで二車線工事が終了し、車両にとっては利便性が高まったところです。		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第6号 17番 岩田 京子	(続) 2. ウォーカブルな街づくりについて	しかし、一之橋交差点・新道橋交差点においては西側の歩道の縁石工事により、歩行者、ベビーカー・子どもや高齢者の自転車等にとっては、直進できず、左折を余儀なくされています。西側の交差点へ誘導され、再びさくら通りに戻るためには信号のある横断歩道を三つ渡らざる負えない状況で、利便性を損なっているとの声が多く届いています。 さくら通りは県道ではありますが、市は総合振興計画の中で「県道の交差点改良や歩道等の整備を促進します」との目標を掲げています。 (1) 一之橋・新道橋の歩道構造がこのような形になっている理由、また他の交差点と異なる設計となっている背景を、県からどのように聞き取っているのかお聞かせください。 (2) 当該2交差点と、その西側の一方通行の交差点、南側（フレッシュファーム付近）、北側（セイムス付近）の交差点の交通量（車・歩行者・自転車）を把握していますか。 (3) 当該2交差点における、歩行者やベビーカー・自転車利用者からの、渡りづらい・不便・危険との市民の声は届いていますか。 (4) 一方通行道路との一体整備が歩道構造の制約の一つと伺っています。 例えば、一之橋交差点西側の一方通行の進入路を進入禁止とするなど、交通規制を見直すことで、一体整備の前提が変わり、歩道構造の改善が可能になると考えます。側道住民の理解は必要ですが、さくら通りの歩行者の利便性向上につながります。市の認識を伺います。	市長 担当部長
	3. 紫外線による健康被害予防のためのサングラス着用について	近年、成層圏オゾンの減少に伴い、紫外線B波の地表到達量が増加し、眼疾患や皮膚疾患のリスクが高まっていることが指摘されています。環境影響評価パネルの報告でも、オゾンが1%減少すると皮膚がん発生率が2%増加し、白内障患者が10～15万人増加するとされています。こうした状況を踏まえ、紫外線対策は自治体としても重要な健康施策であると考えます。 (1) 市は、紫外線による眼や皮膚等への健康影響についてどのように認識しているか。市の職員及び児童生徒に対する紫外線対策について、現在どのような取組を行っていますか。 (2) 屋外で勤務する職員について、紫外線から眼を守るため、業務上支障のない範囲でサングラスの着用を推奨する考えはありますか。 (3) 学校における児童生徒のサングラス着用について、現在どのような取扱いとなっていますか。登下校、体育、屋外活動、部活動等において、紫外線防護	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第6号 17番 岩田 京子	(続) 3. 紫外線による健康被害予防のためのサングラス着用について	を目的としたサングラスの着用を認める考えはありますか。 (4) 紫外線による健康被害を予防する観点から、サングラスだけでなく、帽子、日傘、日陰の確保、活動時間帯への配慮等を含め、総合的な紫外線対策を進める考えはありますか。市として、職員、児童生徒及び保護者、市民に対し、紫外線対策について啓発を行う考えはありますか。		市長 担当部長
	4. 市街化調整区域の土地利用方針の明確化について	市街化調整区域は本来、市街化しない農地保全を目的とした区域ですが、近年は物流倉庫や産業用途の受け皿と化している面もあります。一方で、事業者が調整区域での開発を希望しても許可に至らないこともあり、事業者の不満の声も耳にすることもあります。また、調整区域においては高さ制限がないため、周辺環境への影響が大きい大規模建築物が建つ可能性もあり、今後の土地利用方針の明確化が必要と考えます。 (1) 市街化調整区域において、どのような土地利用を認めるのか、市の開発許可の運用に関する基本的な考え方を伺います。 (2) 市街化調整区域には高さ制限がないが、景観・環境・防災・住居への影響の観点から、高さ制限や基準を設ける必要性について市の見解を伺います。 (3) 他自治体では安全なまちづくりの実現を目的とした独自の開発許可制度の運用をしている例もみられますが、吉川市として検討していますか。		市長 担当部長
通告第7号 6番 遠藤 義法	1. 予備自衛官等兼業特例法に対する市の姿勢は	予備自衛官等兼業特例法案が6月10日、参議院本会議で可決されました。国家・地方公務員の職務専念義務の免除と兼業の許可に特例を設け、予備自衛官への任用を拡大する内容です。予備自衛官等が招集に応じる際、任命権者、国家公務員は大臣、地方公務員は首長、吉川市では市長の許可が必要ですが、本法により許可が不要となります。これまで予備自衛官として活動するたびに上司の許可が必要であったものを、この法律では、一度許可を得れば、その後は不要となること、活動中も給与は減額されないこととされています。以下について伺います。 (1) 地方公務員の職務専念義務の免除と兼業の許可の内容の特例とは何か。 (2) 地方公務員は、住民の命と暮らしを守ることを本務としており、兼業は本務に支障がない場合が大前提とされていると考えますが、認識を伺います。 (3) 吉川市をはじめ、多くの自治体は公務職場が人員不足と言われております。そうした中で、許可なく自衛隊から予備自衛官として市の職員が招集されれば、住民の暮らしを守る日常的な公務や行政サービスの低下を招くこと、残された職員の負担が増えることが懸念されます。国会の審議でも懸念材料として指摘されました。市の考えと対応について伺います。		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第7号 6番 遠藤 義法	(続) 1. 予備自衛官等兼業特例法 に対する市の姿勢は	(4) 予備自衛官の継続的かつ安定的な確保という法律の目的から、職員に対して予備自衛官補に志願することを推奨する組織的な圧力になるのではないかと懸念についても国会で議論されました。職務上の上下関係があるなかで、部下にとっては事実上の職務命令に近い強制力を持つおそれがあります。人事評価に影響することなどないと考えますが、見解を求めます。 (5) 国家・地方公務員に係わる重要な案件に対して、全国知事会や市町村長会などと協議せず、法案を提出したことに対しての市の見解を求めます		市長 担当部長
	2. 交通安全対策、信号機設置の取組は	交通安全対策として信号機設置の要望が2025年度は定周期式、押しボタン式合わせて累計18件ありました。しかし設置数はゼロです。 吉川警察署に信号機設置の順位1として要望している中央中学校南の越谷吉川線、中央二丁目2-10地先のこれまでの市の取組と設置見通しについて伺います。		市長 担当部長
	3. 公共施設の管理と今後の設置見通しは	市の公共施設は全体で107施設とし、吉川市公共施設等総合管理計画(令和5年3月改定)を定めています。「各公共施設・インフラの評価を通じ、整備、改修・更新、統廃合についての全市的な検討を行うとともに、維持・運営コストの比較検討による経費の圧縮・平準化に取り組み、それらについて市民へ正しい情報を提供することが求められます。」と記されています。 (1) 人口増加・開発への対応課題として、吉川美南駅周辺開発に対応する公共サービスの提供が求められるとしていますが、検討されているサービス内容について、また、他の地域で検討・事業化されている施設があれば内容を伺います。 (2) 学校関係、市役所を除く施設・インフラについては、比較的経年は浅く、同規模の市と比較して人口あたりの施設面積も少ない状況。公共施設需要に見合った適切な規模を維持するとしていますが、現況の施設は維持していくとの考えでよいのか伺うと同時に、維持管理コストの縮減の方策を伺います。 (3) 公共施設のコストの状況として、14の学校教育施設の維持管理、事業運営、指定管理料の歳出合計11億3,166万9,000円、歳入3億4,112万3,000円とありますが、このうち旭小学校の維持管理、事業運営、歳入の積算内容と金額を伺います。		市長 教育長 担当部長
通告第8号 16番 岩崎小百合	1. 減災・防災対策について	初めに、熊本地震、千葉豪雨で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く心穏やかな日常が過ごせますようお祈り申し上げます。 以下、減災・防災対策について伺います。 (1) 市職員の災害支援派遣先と支援内容について。		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第8号 16番 岩崎小百合	(続) 1. 減災・防災対策について	(2) 今年の減災プロジェクトの内容について。 (3) 避難生活が長期化した場合の被災者のメンタルケアについて。 (4) 市内7か所の耐震性貯水槽の現状について。対応エリア、人数、何日分の貯水量か伺います。		市長 担当部長
	2. 高次脳機能障害児・者の支援について	昨年12月に高次脳機能障害者支援法が成立し4月から施行されています。高次脳機能障害とは、脳の損傷によって記憶や注意、判断、感情のコントロールなどの複雑な脳の働きが障害される状態です。外見では障害が分かりにくく、本人や周囲が気づきにくいことが特徴と言われています。以下について伺います。 (1) 高次脳機能障害児・者の実態調査は行われていますか。 (2) 高次脳機能障害児・者に対する支援体制について。 (3) 高次脳機能障害の復職など社会参加へつながる支援について、市の見解を伺います。		市長 教育長 担当部長
	3. 学校給食の充実と有機農業の更なる推進について	農水省は令和12年までに200市町村のオーガニックビレッジの創出を目標として掲げています。令和7年度時点で取り組んでいる自治体は154市町村あり、有機農業の拡大に向けて学校給食で有機農産物を利用するなど、生産から消費までの仕組みづくりが広がっています。 平成29年に千葉県いすみ市が学校給食100%有機米を実現したことで全国各地の動きを後押しし、学校給食で有機食品を利用している自治体は、令和2年度は123市区町村でしたが、令和6年度は328市区町村へ増加しています。 7月に会派視察で、オーガニック給食の先進自治体である大阪府泉大津市に行ってきました。泉大津市は農地が2.4%と少なく、全国14自治体と農業連携協定を締結(令和8年3月時点)し、生産地と消費地を繋ぐ全国初の取り組みを進めています。令和7年度の学校給食では連携先の有機米が60%使用されたそうです。泉大津市は「有機JAS米」や「特別栽培米」それと同程度のお米の購入を前提としています。慣行米を作っていた農家が特別栽培米を生産し始める事例もあり、この事業によって化学肥料や化学農薬の使用を減らしたお米の生産拡大に寄与しているということです。輸入コストが増大している今、経費削減にもつながります。 本市は農地が約40%で、生産地と消費地が近いことで新鮮な農産物が購入しやすいだけでなく、身近に農業体験が出来たり、田園風景から安らぎを感じることが出来たりと農地から多くの恩恵を得ています。その農地を他市の事例に学びながら有機農業に変えていければ、生き物も増え生物多様性が増し、環境面でもコスト面でもより持続可能性が高まるのではないのでしょうか。		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第8号 16番 岩崎小百合	(続) 3. 学校給食の充実と有機農業の更なる推進について	先進地の事例を学んできて、直ぐには変えられなくても、市がビジョンを示すことで他市からの若いチャレンジャーを引き寄せる可能性も大きくなると確信しました。 吉川市学校給食センターでは令和6年度から地場産の有機玉ねぎが食材として使用されていますが、学校給食における地場産の特別栽培米の活用や、有機農業の更なる推進について伺います。(※埼玉県の特産栽培農産物とは、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物をいいます。) (1) 令和7年度の有機農業の耕作面積の割合について。 (2) 直近3年間の農業従事者(米農家)数と年齢の推移をお聞かせください。 (3) これまで行った特別栽培米のシティプロモーションと今後について。 (4) これまで行った学校給食における特別栽培米の活用と今後について。 (5) 学校給食における有機農産物の活用推進に向けた、生産から消費までの仕組みづくりについて見解をお聞かせください。教育部と産業振興部の連携状況について伺います。		市長 担当部長
	4. 市内小学校における統廃合について	市内小学校における統廃合について様々な意見が届いています。 (1) 統廃合に関する市内小学校の今後のスケジュールについて。 (2) 市教育委員会の見解をお聞かせください。 ①意見表明権を踏まえた子ども達への聞き取りについて。 ②児童生徒、保護者、地域住民への説明会について。 ③学区審議会の在り方について。 ④中学校区の考え方について。		市長 教育長 担当部長
通告第9号 20番 松崎 誠	安全安心のまちづくりについて	原動機付自転車の廃車後の課税関係と市民への説明について 原動機付自転車について、廃車手続きを行いナンバープレートを返納した後であっても、自宅に車両を保管している場合は税の対象となるため廃棄処分を求めるとの説明を受けたという声があります。一方で、市の公開情報では、軽自動車税は毎年4月1日現在、市内に定置場がある軽自動車等を所有する方に課税されるとされており、また年度途中で廃車や譲渡をしても当該年度分の税額は減額や還付にならないと案内されています。そこで、原動機付自転車の廃車後における課税の考え方、ナンバープレート返納と廃車申告完了の法的意味の違い、市民に対する廃棄処分案内の根拠、及び誤解を生じさせないための周知の在り方について伺いま		担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第9号 20番 松崎 誠	(続) 安全安心のまちづくりについて	す。 (1) 原動機付自転車に係る軽自動車税は、毎年4月1日現在、市内に定置場がある車両を所有する方に課税されるとの理解でよい。併せて、課税判断における所有、定置場、登録情報の位置付けを伺います。 (2) 原動機付自転車について、ナンバープレートの返納及び廃車申告が適正に完了している場合であっても、車両を自宅で保管していることのみをもって翌年度以降の課税対象となることがあります。あるとすれば、その具体的な要件と法的根拠を伺います。 (3) 市として、ナンバープレートの返納と廃車申告完了は、それぞれどのような法的意味を持つものと整理していますか。特に、標識返納のみでは足りず、廃車申告まで完了しなければ課税関係が残り得るのでしょうか。市が公表している様式名が廃車申告書兼標識返納書となっていることから、その違いを明確に示す必要があると考えるが、市の見解を伺います。 (4) 市はこれまで、市民に対し、ナンバー廃車後であっても自宅に保管していれば税の対象となるため廃棄処分してくださいとの説明を行ってきた事実がありますか。ある場合、その説明は税務上の取扱いを示したものです。それとも再登録防止、放置防止、適正処分の促進など行政運用上の案内であるのか、その趣旨を伺います。 (5) 市民に誤解を与えないため、原動機付自転車の廃車手続に関し、課税の基準日が4月1日であること、年度途中の廃車では当該年度分の税額は還付されないこと、廃車申告と標識返納の違いなどを、窓口説明や案内文書でより明確に周知すべきと考えるが、市の見解を伺います。	担当部長
通告第10号 8番 雪田きよみ	1. 在宅介護従事者の安全確保を	今年6月2日、川口市でケアマネジャーがご利用者の家族に殺害されるという痛ましい事件が起きました。この事件を受けて厚労省は6月3日、事務連絡「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について」を発し、「複数人で訪問する場合の人件費・交通費を補助する制度」を新設。埼玉県は7月31日「居宅介護支援事業所等における複数訪問費用補助金」を開始しました。 (1) 制度の概要についてお聞かせください。 (2) 厚労省の通知では都道府県及び市町村に、管内の居宅介護支援事業所等へ周知及び関係機関と連携して必要な対策を積極的に講じるよう求めています。市の対応について伺います。	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第10号 8番 雪田きよみ	2. 特別支援学級の指導の適切な運用について	2022年4月、文科省は「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」通知を出しています。そこには「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要」「インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要」と記されています。 また文科省が前年に一部の自治体を対象に行った調査では、不適切な事例も散見されたと記されています。 (1) 市のインクルーシブ教育の理念と現状をお聞かせください。 (2) 同通知では「交流及び共同学習は“教育的な目的”を伴う」よう求めています。具体的な交流及び共同学習の現状をお聞かせください。また特別支援学級の生徒によるプール清掃について、市の考え方をお聞かせください。 (3) 特別支援学級を望む新入生とその保護者に対し、事前にどのような説明が行われているかをお聞かせください。 (4) 特別支援学級と交流級の学級費や教材費に対する考え方をお聞かせください。	市長 教育長 担当部長
	3. 困難を抱える女性への支援について	市ホームページ「困難を抱える女性への支援について」には、国・自治体の責務として「基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務があるとされました。吉川市では、この法律の趣旨を踏まえて、困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を進めてまいります」と記されています。 (1) 困難を抱える女性への支援の現状についてお聞かせください。 (2) 困難を抱える女性支援法では都道府県に基本計画策定義務を課し、市町村には基本計画策定の努力義務を課しています。計画策定に向けて、地域の女性や支援の実態の把握・当事者や支援機関及び団体と共に自治体の支援の課題を明らかにすることが求められています。現状・課題、計画策定への考えについてお聞かせください。 (3) 昨年9月議会の答弁では、県のシェルター以外に民間シェルターを選ぶ方もいるとのご答弁でした。女性支援法の大きな特徴の一つとして「民間団体との協働」が挙げられます。民間団体との協働状況についてお聞かせください。 (4) 女性支援法では「支援調整会議」の設置が自治体の努力義務とされています。	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第 10 号 8 番 雪田きよみ	4. 鷺のコロニーへの市の対応について	会議の設置状況及び開催状況についてお聞かせください。 中川左岸、旧庁舎付近に新たな鷺のコロニーができています。悪臭や鳴き声・糞害・羽毛の飛散とともに、隣接する一方通行の道路では鷺が道路を遮断し、車の通行を阻害する場面も見受けられます。以下についてお聞かせください。 (1) 原因について (2) 市民から寄せられている声について (3) 野鳥の会のみなさんとの話し合い状況について (4) 市の対策について		市長 担当部長
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	減災対策について	近年、熊本地震や能登半島地震、千葉県などでの豪雨災害をはじめ、全国各地で地震や豪雨による大規模な災害が頻発しています。 災害そのものを無くすことは出来ませんが、住宅の耐震化や避難所の環境整備、要配慮者への支援などによって、被害を最小限に抑えることが出来ると、これまで市も繰り返し言ってきました。 内閣府は、2026 年度当初予算に「防災力強化統合交付金」として 35 億円を計上し、災害時の人命救助や医療に必要な体制の具体化など、詳細なシミュレーションに基づく防災計画見直しを自治体に促しています。 吉川市でも計画の見直しを進めているのであれば見解をお願いします。 市民の命を守るための減災対策について、以下質問します。 (1) 住宅の耐震化について 大規模地震が発生した場合、住宅の倒壊によって尊い命が失われることを防ぐことが、減災対策では最も大事な考えだと思います。 吉川市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助制度がありますが、中々進まない耐震改修の現状について伺います。 ①これまで市内で耐震診断・耐震改修された住宅の件数と推移について。 ②耐震化が進まない理由について、市はどのように分析していますか。 ③能登半島地震を受け、石川県などでは住宅の耐震化を促進するため、手厚い支援が行われています。こうした一歩進んだ取り組みを参考に、吉川市でも耐震診断の自己負担を少なくすることや、耐震改修への補助を大幅に拡充すること、耐震化する意識の向上や働きかけなどを検討する考えはありますか。 ④埼玉県建築物耐震改修等補助制度要綱第 4 条（県の補助）では、「一部を補助することができる」と記されています。県と連携しながら県補助も受けら		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	(続) 減災対策について	れるような仕組みづくりを進めることについての考えはありますか。 ⑤高齢者世帯や低所得世帯など、特に経済的な理由で耐震改修が難しい世帯への支援を強化する考えはありますか。 (2) 避難所となる体育館の環境整備について 吉川市では、小・中学校、総合体育館への空調設備が設置されています。今後、児童館ワンダーランド(遊戯室)や埼玉県立吉川美南高等学校体育館への空調設備の整備も計画されています。しかし、大規模災害時には停電や断水など、通常とは異なる状況が想定されます。以下について伺います。 ①児童館ワンダーランド(遊戯室)の空調設備については、令和9年度の設置予定を前倒しして、早期に整備する考えはありますか。 ②埼玉県立吉川美南高等学校の体育館については、災害時には避難所に指定されていることから令和15年度の設置予定を前倒し出来るよう、県に対して強く要望すべきではないかと考えます。市の見解を伺います。 ③体育館は夏の暑さや冬の寒さへの対応が必要です。空調設備と併せて、断熱・遮熱対策を今後進める考えはありますか。 ④二次災害として避難所における高齢者、乳幼児、障がい者など、暑さ・寒さに弱い方への対応と対策について検討はしていますか。 (3) 避難所のトイレ・生活環境について 災害時には、電気や水道が止まることによってトイレが使用できなくなることが想定されます。避難所で安心して生活するためには、空調だけでなく、トイレや衛生環境の確保が極めて重要です。 大規模災害により避難所の物資は、食料と飲料水などの生活環境は、最低3日間を維持する想定となっています。3日間を超えてライフラインの復旧が遅れた場合、市はどのような対応を考えていますか。また、災害用トイレトラックの購入なども考えていますか。 (4) 要配慮者の避難と個人備蓄について 大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、自力での避難や物資の持ち出しが難しい方への支援が重要です。以下について伺います。 ①避難所における要配慮者のためのスペースがある施設は平沼地区公民館を含めると9カ所となっています。他の避難所との違いはなんですか。 ②高齢者など、自分で防災袋を持って避難することが難しい方のために、平時から避難所などに個人の防災袋を保管できる仕組みを検討していますか。	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	(続) 減災対策について	③特に要配慮者を対象として、防災袋を事前に避難所等で保管するモデル事業を実施できなでしょうか。 (5) 子どもの命を守る防災用具について 地震発生時には、落下物などから子どもの頭部を守ることが重要です。防災頭巾や防災ヘルメットについて伺います。 ①現在、市内の小・中学校では、防災頭巾等をどのように使用していますか。 ②地震発生時の落下物等から頭部を守るという観点から、防災頭巾とヘルメットの安全性について、市はどのように考えていますか。	市長 担当部長
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	1. 災害時における災害廃棄物の処理体制について	令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分、熊本県を震源とする最大震度 7 の大規模地震が発生した。また、同年 8 月 13 日から 14 日にかけては、千葉県を中心に線状降水帯が発生し、レベル 5 の大雨特別警報等が発令された。さらに、8 月 27 日には石川県及び富山県に大雨特別警報が発令されるなど、地震、豪雨を問わず、大規模災害はいつ、どこで発生するか分からない状況にある。 災害が発生した際には、被災した家屋や家具、家電、瓦、木くず、がれき等の大量の災害廃棄物が発生することが想定される。災害廃棄物の処理が滞れば、道路や生活空間がふさがれ、復旧・復興にも大きな支障を及ぼすことから、発災後の対応だけでなく、平時から具体的な処理体制を構築しておくことが重要である。 吉川市においても、地域防災計画等において災害廃棄物への対応が位置付けられている他、市のホームページにおいても、大規模災害時には被害状況に応じて戸別収集または仮置場への直接搬入を行うことが示されている。 そこで、災害時における災害廃棄物の円滑な処理と、市民生活への影響を最小限に抑える観点から、以下について伺う。 (1) 災害廃棄物の仮置場について 大規模災害時には、短期間に大量の災害廃棄物が発生することが想定される。吉川市では、災害廃棄物の仮置場について、具体的にどの場所を候補地として想定しているのか。また、想定している仮置場について、必要となる面積や受入可能な災害廃棄物量をどのように見込んでいるのか伺う。 (2) 仮置場周辺における車両の滞留・渋滞対策について 大規模災害時には、災害廃棄物を仮置場へ搬入する市民の車両が集中し、仮置場周辺の道路に長い待機列が発生することが想定される。そこで、仮置場への搬入車両が集中した場合に備え、仮置場周辺における車両の待機場所や一時的な滞留スペースを確保するなど、渋滞を防止するための具体的な対策	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	(続) 1. 災害時における災害廃棄物の処理体制について	を検討しているのか伺う。 (3) 仮置場への搬入ルート及び道路交通対策について 災害発生直後は、道路の損壊、通行規制、避難者や緊急車両等による交通量の増加などにより、平時とは道路交通の状況が大きく変化することが想定される。仮置場への搬入に使用する主要な道路やルートについて、道路の幅員、橋梁等の通行可能性、緊急輸送道路との関係などを踏まえた事前の検討が行われているのか。また、搬入車両と緊急車両等との動線が重複する場合の交通整理について、どのように考えているのか伺う。 (4) 自力で災害廃棄物を搬入できない市民への支援について 災害廃棄物の処理においては、自動車を所有していない世帯、高齢により運転免許を返納した方、障がいのある方など、自ら仮置場まで災害廃棄物を搬入することが困難な市民への支援も重要である。そこで、災害ボランティア等がこうした世帯の災害廃棄物を搬出・運搬する際に使用できるよう、市が軽トラック等の車両を確保し、貸し出す仕組みを構築する考えはあるのか。また、市が車両を保有・貸し出すことが難しい場合、運送事業者、建設事業者、レンタカー事業者等の民間企業と、災害時の車両提供や運搬支援に関する協定を締結する考えがあるのか伺う。	市長 担当部長
	2. 公民館等における Wi-Fi 環境の整備について	近年、スマートフォンやタブレット端末、オンライン会議、動画配信、生成 AI などの普及により、インターネット環境は市民生活や学習活動に欠かせない社会基盤となっている。また、公民館等の社会教育施設においても、オンライン講座や情報検索、デジタル学習、会議等でインターネットを利用する機会が増えている。一方、近隣自治体では、公民館や文化センター等に公衆無線 LAN を整備する動きが進んでおり、越谷市では大袋地区センター・公民館にフリーWi-Fi を整備し、三郷市では文化会館や鷹野文化センター、瑞沼市民センター等に公衆無線 LAN を整備している。また、草加市や八潮市でも公民館への Wi-Fi 整備が行われている。さらに、Wi-Fi は平時の市民サービスだけでなく、災害時における避難者への情報提供や通信手段の確保という観点からも重要性が高まっている。そこで、本市の公民館等における Wi-Fi 環境の現状と今後の整備について伺う。 (1) 本市の公民館等における Wi-Fi 環境の現状について (2) 公民館等における Wi-Fi 整備について、これまでどのような検討を行ってきたのか伺う。 (3) 近隣自治体では、公民館や文化施設等への Wi-Fi 整備が進んでいるが、本市	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	(続) 2. 公民館等における Wi-Fi 環境の整備について	ではこれらの自治体の取組をどのように評価しているのか伺う。 (4) Wi-Fi 環境の整備について、オンライン講座やデジタル学習、市民活動等の利便性向上に加え、災害時の情報通信手段の確保という観点から、今後、公民館等への Wi-Fi 整備を進める考えはあるのか伺う。 (5) 全施設への一斉整備が困難である場合、利用頻度の高い施設からの段階的な整備や、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しなど、費用を抑えた手法を含めて検討する考えはあるのか伺う。		市長 担当部長
通告第 13 号 4 番 林 美希	市民活動を支える補助・交付制度の再構築について	令和 7 年 12 月定例会一般質問「2. 協働のまちづくり」でいただいたご答弁を踏まえて質問する。 (1) 協働事業提案制度の検証について ①「改めて検証したい」とのご答弁から 9 か月が経過したが、検証はどのように進められているか。検証の主体、方法、スケジュールを伺う。 ②現時点で、制度の存続・廃止・みらいステップアップ助成金への統合など、今後の方向性についてどのように考えているか。 (2) 補助金・交付金の横断的整理について ①「一律で検討すべき内容については各部署横断的に整理する必要がある」とのご答弁を踏まえ、その後、具体的にどのような検討体制・スケジュールで進められてきたか。 ②「第 3 期よしかわ行財政改革推進プラン」等の既存の行財政改革の枠組みの中に、補助金の横断的な点検・見直しは位置づけられているか。位置づけられていない場合、新たに位置づける考えはあるか。 (3) 多様な団体の柔軟な市民活動・地域活動を支えるために 予算の範囲内で随時申請を受け付け、交付を行っている吉川市産業振興事業費補助金の制度を参考にしながら、不特定多数の市民の利益となる非営利の事業を対象とし、みらいステップアップ助成金より少額かつ簡便な単発型の支援制度の創設、または既存事業の拡充を検討してはいかがか。		市長 教育長 担当部長
通告第 14 号 3 番 戸田 馨	1. 職員の働き方・公務員として働く価値について	人口減少や多様な行政課題へ対応するため、自治体における人材の確保・育成は、行政サービスの質を左右する重要な課題。吉川市においても、職員がそれぞれのライフステージに応じて安心して働き続けられる環境を整備するとともに、職員一人ひとりが能力を発揮し、成長を実感できる職場づくりが求められている。 特に、育児休業や介護休暇等の制度の充実、職員が仕事と生活を両立するためには不可欠であるが、制度の利用に伴う職員間の負担感や受け止め方にも目を向け、		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨		答弁を求める者
通告第14号 3番 戸田 馨	(続) 1. 職員の働き方・公務員として働く価値について	職員一人ひとりが納得感を持って働ける環境を整える必要がある。さらに、こうした環境整備に加え、ライフステージの移り変わりや制度の利用状況にかかわらず、すべての職員が、自らの仕事の意義ややりがいを感じ、成長や貢献を実感できる職場をつくるのが、人材の確保・定着につながると考える。 そこで、以下伺う。 (1) 吉川市における育児休業、介護休暇等の各種制度の利用状況と、これらの制度を利用する職員を支える職場環境、具体的には育児休業や介護休暇などを職員が利用した際、その職員だけではなく、周囲の職員も含めて、現実的な業務を継続できる体制について、市はどのように捉えているか。 (2) 制度の利用状況だけではなく、制度の対象となっていない職員を含め、すべての職員が仕事へのやりがいや成長を実感できる職場づくりについて、市はどのように取り組んでいるか。 (3) 特に若手職員について、将来のキャリアを描くことができる人材育成や、能力・経験を伸ばすための機会をどのように確保しているか。 (4) 民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中、吉川市の職員として働くことによって得られる「やりがい」や「成長」「社会的意義」など、公務員として働くことの付加価値を、市はどのように捉えているか。 (5) ワークライフバランスを図りやすい・休暇を取得しやすい、という観点からみた働きやすさの整備にとどまらず、「ここで働きたい」「この仕事を続けたい」と職員が感じられる職場をつくるため、今後どのような人材育成・組織づくりを進めてゆくのか。		市長 担当部長
	2. 人口減少時代のまちづくりについて	3月議会の代表質問では、人口減少を前提とした行政運営について、市長の考えを伺い、「幸福実感」「持続可能性」「地域分権」「社会を開く」などの視点から答弁をいただいた。 市長はこれまで、人口減少そのものを止めることや、他自治体との人口の奪い合いを目的とするのではなく、吉川市に暮らす一人ひとりが幸福を実感でき、持続可能で価値ある未来を次の世代につないでいくことを、まちづくりの重要な方向性として示してこられた。 人口減少が本格化するこれからの吉川市において、人口という量的な指標だけではなく、人口が減少しても「吉川市はより良くなっている」と言える状態とは何か、何をもってまちの前進や行政の成果と捉えるのかを明確にしていけることが必要であると考える。そこで、3月議会での議論をさらに深め、人口減少時代における吉		市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 14 号 3 番 戸田 馨	(続) 2. 人口減少時代のまちづくりについて	川市の価値や行政の役割、市民との関係、そして次の世代に手渡すまちの将来像について、以下伺う。 (1) 人口が減少する中であっても、吉川市が「より良くなっている」と言えるのはどのような状態なのか。また、人口規模だけでは測ることのできない幸福実感、地域のつながり、子供・若者の主体性、行政運営の持続可能性などを含め、これからの吉川市において、何を「まちの前進」と捉えていくのか。 (2) これまでまちづくりの理念として掲げてきた「幸福実感」を、今後さらに行政運営の中に具体化していくため、事業の選択や予算配分、行政サービスの見直しなどにおける判断軸として、どのように位置づけていくのか。 (3) 人口減少時代において、市民自身が、地域の課題を行政だけの課題ではなく、自分たちのまちの課題として捉え、主体的に関わっていくことが必要であるとする。3月の代表質問において、市長から示された「地域分権」や「社会を開く」という考え方を踏まえ、人口減少時代にふさわしい行政の在り方をどのように考えているのか。また、行政と市民・地域それぞれが持つ力を、どのように生かし、広げていこうと考えているのか。 (4) これまでも示してこられた「幸福実感」「持続可能性」「地域分権」「社会を開く」などの理念を踏まえ、人口減少が本格化するこれからの吉川市において、市長はどのような未来を描き、どのようなまちを次の世代に手渡していこうと考えているのか。	市長 担当部長